

令和2年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 令和2年6月15日
2. 招集の場所 可児市役所5階全員協議会室
3. 開 会 令和2年6月15日 午前8時55分 委員長宣告
4. 審査事項
 1. 付託案件
議案第46号 可児市市民公益活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 2. 事前質疑
(1) 文化創造センターの工事進捗状況について
 3. 報告事項
(1) 可児市文化創造センター大規模改修工事について
(2) 可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業における可児市道と御嵩町道の重複認定について
(3) リニア中央新幹線の進捗状況について
 4. 協議事項
(1) 次期委員会への引き継ぎ事項について
5. 出席委員 (8名)

委員長	澤野伸	副委員長	中村悟
委員	伊藤健二	委員	酒井正司
委員	川上文浩	委員	伊藤壽
委員	渡辺仁美	委員	奥村新五
6. 欠席委員 なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

文化スポーツ部長	杉山徳明	市民部長	肥田光久
建設部長	安藤重則	文化スポーツ課長	各務則行
地域振興課長	日比野慎治	企業誘致課長	小池祐功
都市計画課長	溝口英人	施設住宅課長	今井亨紀
管理用地課長	只腰篤樹		
8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	宮崎卓也	議会総務課長	梅田浩二
--------	------	--------	------

議 会 事 務 局 記
書

下 園 芳 明

議 会 事 務 局 記
書

林

桂 太 郎

○委員長（澤野 伸君） おはようございます。

定刻前でございますが、皆さんおそろいですので、ただいまから建設市民委員会を開会いたします。

執行部につきましては、必要最小限の出席にとどめておりますので、御了承のほどをよろしくお願いいたします。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

それでは議案第46号 可児市市民公益活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○地域振興課長（日比野慎治君） おはようございます。

資料番号1、議案書の41ページを御覧ください。

あわせて、資料番号4、提出議案説明書3ページの一番下から4ページの上段までをお願いいたします。

議案第46号 可児市市民公益活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

改正の内容につきましては、可児市市民公益活動センターの休館日を改正するもので、従来の年末年始に火曜日を追加設定するものです。

スタッフの負担軽減を求める外部評価委員会からの提言に対する業務改善、そして働き方改革の一環として働きやすい労働環境の整備を進めるもので、県内自治体でも同様の事業の多くが週休日を設定しています。この改正により、事業者が指定管理者として応募しやすくなる条件整備にもなり、人件費の上昇に伴う指定管理料の抑制にもつながるものと考えます。

休館日を火曜日とすることについては、登録団体による貸館利用が僅かしかない曜日を選定したもので、利用者への影響が最小限になるよう配慮したものです。

なお、附則では、この条例の施行日を令和3年4月1日と規定いたしますが、次年度からの指定管理者をプロポーザル方式によって選定する準備期間の前に公布する必要があるため、本議会に上程するものでございます。

議案説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（澤野 伸君） これより、議案第46号についての質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（酒井正司君） 円滑な管理と運営に資するためということ、具体的には指定管理料がある程度安くなるだろうということ。世の中の動きとして働き方改革に従うものだというのですが、具体的にどの程度の効果が現れるものなんですか。

○地域振興課長（日比野慎治君） 説明でも申し上げましたが、他団体の多くが週休日を設定していると。外部評価委員会からの意見につきましても、可児市のスタッフの負担が多いと

いうところなので、そういった部分の手当てにはなるだろうということを思います。

なお、人件費等が高騰してきているということはありますし、新型コロナウイルス感染症の関係でこの後最低賃金がどういうふう上昇するかちょっと分かりませんが、過去5年間の上昇率で再計算したとすると、通常どおりの予定でいくと数十万円アップになりますが、これを火曜日を週休日1日設けることで、ほぼ今と同額程度の金額でお願いができるのではないかというところも見込んでおります。以上です。

○委員（酒井正司君） 分かりました。

施設所有者側としての、今大体お話を聞きましたが、利用者側の制約といいますか、多少の不便が出るわけですが、そのデメリット。それと、定期的な利用者への周知の方法とか、その辺ちょっと聞かせてください。

○地域振興課長（日比野慎治君） 平日の利用については、曜日によってあまり差はないです。一番少ないのは、統計的に見ると日曜日が少ないんですけども、日曜日しか来られないという方がかなりいるのではないかということで、週休日を平日で設けたいということでございます。

1日週休日ができることで、やっぱりその日に来ていた方に対してどういうふうに周知していくかということについては、NPOセンターのホームページ等々でPRをして御理解を頂くということで考えております。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言は。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようでございますので、これにて質疑を終了とさせていただきます。続きまして討論を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もありませんので、これで討論を終了とさせていただきます。

これより議案第46号 可児市市民公益活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第46号については原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。本日審査いたしました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

議事の都合により暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午前9時02分

再開 午前9時03分

○委員長（澤野 伸君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

事前質疑、文化創造センターの工事進捗状況についてを議題といたします。

質問者であります酒井委員より質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（酒井正司君） 御説明いたします。

題目は、文化創造センターの工事進捗状況についてお聞かせ願いたいということで、新型コロナウイルス感染拡大の影響で工事に影響はないかということで、趣旨といたしましては、改修工事の進行具合と、それから予定どおりに工事完了見込みなのかと、ずれ込むことはないかということ。それから、予算に変更が加えられることはないかと。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） この件につきまして執行部の説明を求めます。

○文化スポーツ部長（杉山徳明君） おはようございます。よろしく申し上げます。

酒井委員には、全体の工事の質問の中の個別の部分ということで御了解いただきまして、まずは質疑事項だけ先に担当課長のほうから説明させていただいて、そのうち報告事項として全体の関係を御説明させていただきますので、質疑事項の分だけ先に御説明しますのでよろしく申し上げます。

○文化スポーツ課長（各務則行君） おはようございます。

お答えをさせていただきたいと思っております。

今のお話にもありましたとおり、各工事の進捗状況の詳細につきましては、後ほど報告事項のほうで御説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

令和2年5月末時点におきまして、工事全体としてはおおむね順調に進んでおります。

3月の建設市民委員会では、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、全国的な状況といたしまして、中国からの部品が入りにくい状況であると御説明させていただきましたが、状況が回復してきたことによりまして、現時点で工期に影響はありません。予定どおり、10月の一部開館、令和3年1月の全館開館に向けて、工事を進めてまいります。

予算につきましては、設計時点では確認をすることができなかった点につきまして、一部変更対応もございしますが、現時点では、予算の範囲内での工事完了を見込んでおります。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） この件につきまして、質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので、この件に関しては終了とさせていただきます。

続きまして、報告事項、可児市文化創造センター大規模改修工事についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○文化スポーツ課長（各務則行君） それでは、可児市文化創造センター大規模改修工事につ

いて御説明をさせていただきます。

資料1を御覧ください。

令和2年5月末現在の状況について御説明をさせていただきます。

工事全体としては、おおむね順調に進んでおりまして、全体の進捗率は30.1%でございます。

それでは、それぞれの工事について、順次御説明をさせていただきます。

(1) 建築工事の進捗率は30.6%です。表の左側が工事概要、右側が5月末現在の状況でございます。特定天井につきましては、外部、内部、劇場の足場組みを行いまして、それぞれ天井の撤去が完了しております。面積にいたしますと、足場のほうは約1万7,000平米、天井のほうは約3,900平米という大きな数字になっております。また、ウッドデッキの撤去、外壁の補修を行っております。今後の工程のほうにありますとおり、劇場内の特定天井の改修は9月以降を予定いたしております。

写真がございますが、左上の写真は、文化創造センター アーラの南側から撮影をいたしております。そして、左下の写真につきましては、主劇場のホワイエの上部から南側を向いて撮影をしております。右側の写真につきましては、主劇場の1階の客席で撮影をしております。足場の設置に当たりまして、客席の椅子を全て取り外してレセプションホールなどで養生しているところでございます。

続いて、2ページを御覧ください。

(2) 電気設備工事の進捗率は24.65%です。LED化に向けまして、器具、機器の取り外しが完了をしております。この数については約1,800台でございます。また、設備機器の配線の取り外しが完了いたしまして、高圧ケーブルの更新等を行っております。

(3) 機械設備工事の進捗率は42.94%です。空調設備のほうは、既設機器の撤去、約440台ほどでございますが、これが完了いたしましてオーバーホールや機器の更新を進めております。トイレのほうは約100基でございますが、撤去のほうは完了いたしまして洋式化を進めております。今後は、オストメイトの設置も含めまして順次進めてまいります。

3ページを御覧ください。

左側の写真は、主劇場の屋根から文化創造センター アーラの北側のほうを撮影しているところです。右側の写真は、オーバーホールといたしましてコイル・ファンを洗浄しているところでございます。

(4) 舞台機構工事の進捗率は2.3%でございます。他の工事に比べて低いですが、これは建築工事、天井工事の後に進めるものが多いためというものでございます。その中で、舞台の諸幕、音響機器の養生、一時撤去が完了をしております。6月になりまして、床下機構の消耗品更新を始めておりまして、今後つり物機構消耗品の更新、調整卓、制御盤の更新へと進めてまいります。

4ページを御覧ください。

(5) 舞台照明工事の進捗率は25.2%です。写真にもありますとおり、照明器具、機器の養

生、一時撤去を行いました。今後、負荷設備の更新、調光装置の更新へと進めてまいります。

今後の予定でございますが、予定どおり令和2年10月一部開館、令和3年1月全館開館に向けて進めてまいります。ロフト工区は、9月に試運転や調整、完了検査を行う予定でございます。また、劇場工区のほうは、12月に試運転や調整、完了検査を行うとともに、舞台機構、舞台照明の習熟期間に充てたいと考えております。

最後に、新型コロナウイルス感染対策でございます。万一工事関係者から感染が確認された場合は、開館時期に影響が出ることも考えられます。国土交通省のガイドラインに沿って、感染対策を行いながら工事を進めてまいります。

説明は以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） それでは、この件につきまして質疑を行いたいと思います。

御発言のある方。

○委員（渡辺仁美君） 主劇場についてお尋ねします。

特定天井が撤去されたわけですが、その効果というか、特定天井が果たしてきたいろんな役割に代わるものは最終的にどんな形に、構造になるのでしょうか。

○文化スポーツ課長（各務則行君） 先ほど申し上げましたとおり、劇場の特定天井の改修はフェールセーフということで、9月以降予定しておるところでございますが、まず、フェールセーフの前に天井のフラット化を図ります。凸凹している部分をフラット化いたしまして、落ちてきても均等に圧がかかるようにということで、フラット化を進めまして、その後、ネットを張ったりするフェールセーフということで、施工してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○文化スポーツ部長（杉山徳明君） ちょっとだけ補足です。

特定天井といいますのは、基本的にはつり天井のことです。つり天井を構造的に落ちないようにするというのが今回の入替えの工事ですので、天井自体はまたそのような形になるんですが、加えて今御説明したように、ネットをつけて落ちてこないために二重に防ぐという形を取るということが、今回の天井の工事の主のところですので、その点だけ承知をしておいていただくとありがたいです。

○委員（渡辺仁美君） すみません。

そうすると、音響効果ですとか防音とかの、いろんな地区センターにもあるような効果を持つつり天井、総称が特定天井ですか、そのものがなくなるわけではないですね。先ほど、撤去を予定されていると言ったんで、撤去はされた上でまたさらにいろんなネットですとかそういうものをつけて、同じものがそのまま残るのか、新たなものに付け替えるのか。ちょっとすみません、その辺確認したいので。

○施設住宅課長（今井亨紀君） 今現在ある天井が特定天井と言われるんですけども、それについてはもともと既存不適格という格好になりまして、何年前ですかね、天井のほうの法の改正があって、その後、既存不適格になっておったわけなんですけど、当然、東日本大震災でもそういったいわゆる天井が落ちたりということで被害があったということで改修を行

うんですけれども、今回は今ある天井で、劇場の中は反射板とかいろんなものがあるんですけど、そういったものを一度撤去しまして、天井材の重さが関係しているんですね、平米2キロを超えておるものを特定天井と言われておりますので、天井のつられている材料、天井の板を下地を補強した上で天井を張り替えるといったものに併せまして、さらには網を張ってフェールセーフという形で、万が一落ちても下の観客の方には被害を及ぼさないというふうな構造になっています。

付け加えまして、劇場内はそういった形なんですけれども、パブリックスペースであるとか、あそこは軒裏が結構天井という形でたくさん出ているんですけど、外側ですけど、ちょうど同色の板をした天井もあるんですが、そちらも特定天井になっておるんですけど、そちらのほうは直接つり天井という形ではなくて、構造の鉄骨の張り材から直接天井を張るという準構造化という形で、天井が落ちないようにするというふうな施工を今回文化創造センター アーラでは行っております。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言は。よろしかったですかね。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了とさせていただきます。

議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午前9時17分

再開 午前9時24分

○委員長（澤野 伸君） それでは、おそろいですので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業における可児市道と御嵩町道の重複認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○管理用地課長（只腰篤樹君） それでは、御説明をさせていただきます。

お手元配付資料の2のほうを御覧いただきたいと思います。

説明に際しまして、添付資料の2-2. 位置図を併せて御覧ください。

可児市が現在進めております可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業において、工業団地への将来的な進入道路として、可児御嵩インターチェンジの東側にあります国道21号との交差点に接続する既存の市道、資料2-2の赤の実線の道路となりますが、その道路を拡幅する計画です。それに伴い、一部御嵩町の道路を拡幅することとなります。その範囲が資料2-2の赤の破線部分となります。この工事については、市道改良事業として実施いたします。そのため、道路法に基づく手続が必要となってまいります。

その手続とは、1つ目に、行政界を超えて市道の認定をする際には、関係市町村長、ここでは御嵩町長の承諾が必要となります。これは、道路法第8条第3項の規定によるものです。御嵩町長が承諾をするためには、御嵩町議会の議決を得る必要があります。これは、道路法

第8条第4項の規定に基づくものです。

2つ目に、御嵩町内の道路が町道認定された道路であることから、市道と町道が重複する赤破線の部分の道路管理方法については、それぞれの議会を経て協議する必要があります。これは、道路法第16条第2項の規定によるものです。

その管理方法についてですが、今回の事案では、可児市が実施をする工業団地開発に関連し行う道路改良であるため、市道改良後は可児市が管理することが適当であると考えております。本件については、御嵩町6月議会において、御嵩町より上程を頂いております。本市においては、その議決を経て御嵩町長に認定承諾を頂いた後に、次回、可児市の8月臨時議会にて、市道の認定及び重複部分の道路管理方法について議案として上程させていただく予定としております。御嵩町議会において先んじて議決を頂くに当たり、本市の6月議会、建設市民委員会でその経緯と内容について御報告をさせていただきました。

説明は以上です。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

この件につきまして質疑のある方。

○委員（川上文浩君） ちょっとお聞きしたいんですけど、これは本来であれば、真っすぐ東へ抜きたいよねというところなんでしょうけど、ちょっと御嵩町の協力を得られなかったということですが、御嵩町側からすると、この破線部分の西からずうっと、矢印が逆に入ってくる、そこから先のところを、道路幅員はいきなり狭くなるわけですよ、この交差点から。御嵩町から。その幅員を広げるような話は出ていないですか、併せて。

○管理用地課長（只腰篤樹君） 今お尋ねなのは、ちょうど赤破線のところの東角のところの道をさらに御嵩町のほうに拡幅する計画はないのかという御質問でしょうか。

今のところ、御嵩町のほうにも確認をして進めておりますけれども、そういった話は出ておりません。

○委員（川上文浩君） 認定のことなので、あまり聞くのもどうかと思うんですけど、交差点はどんな感じになるんですか。今のところ。

○管理用地課長（只腰篤樹君） 詳細の設計については、現在土木課のほうで発注しておるところではございますが、基本的に通常の四隅の交差点というか、今幅員として大体10メートル、片側歩道の二車線道路として広げていく計画となっておりますので、そういった形のものになっております。具体的に、例えば横断歩道が入るとか入らないとかというところについては、今後の協議になろうかと思っております。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言は。

○委員（酒井正司君） 何か初めてのケースなんで、ちょっとよく理解できないというか、例えば工業団地開発に伴う工事なので工事は可児市がやるよと。市道認定をするということですが、市外ということ。そうすると、町道の権利はどうなるのですかとか、後々のどこまでが可児市の権利義務が伴うのかとか、その辺ちょっと分かりにくいんですけど、もうちょっと。協議をこれからされるということですが、もうちょっと分かりやすく説明してい

ただけませんか。

○管理用地課長（只腰篤樹君） 先ほどもちょっと説明を申し上げたんですけれども、まず行政界を超えて認定をすることは、道路法に基づく手続で可能となってきます。御嵩町側のほうの道路が、既に御嵩町議会を経て認定された町道ということもあって、その重複部分については、ちゃんとお互いに協議をして管理方法は決めましょうねというのが、道路法第16条で定められているわけです。

今回の場合といいますか、仮に町道認定のない通常の農道であれば、その時点で、認定を打った可児市が管理しなさいと書いてあるのが道路法です。たまたまここに町道認定が入っているんで、その管理方法について、今、酒井委員がおっしゃられたようないろんな権利関係等々が出てくるということもあって、協議をしなさいねという形になるんですけれども、これ既に御嵩町のほうといろいろと協議させていただいておりますけれども、基本的に行政界の外れでございまして、御嵩町のほうのこの道路の活用というのが、通常の農道とそう大して変わらない。ただ、今後はもう大きくさま変わりしていきます。工業団地のアプローチ道路となりますと、その利用者の多くが、ほとんどが可児市側ということにもなるものから、基本的には、後の管理は可児市がやってみましょうねという形になっております。

権原そのものを替えるということにはございませんが、維持管理であるとか、例えばそこに出てくる占用関係の諸手続ということについても、可児市のほうが今後やっていくというのが適当ではないでしょうかということで、話を進めているところです。

○委員（酒井正司君） 大体分かりました。

万が一、これ要らんようになったら、原状回復義務というのは可児市に生じるわけですか。

○管理用地課長（只腰篤樹君） ごめんなさい。

その万が一の想定というのは、今すつと切り替えて話すことはなかなか難しいんですけれども、一応協議の中で、これにより難しい場合は別途協議しましょうねというのは、お決まりではあるんですけど必ずつけておきますので、そういった場合においては今後どうしましょうかという相談をさせていただこうかと思いますが、工業団地が今後できて道路が改良された後は、基本的にはこの協議の案のとおり可児市が基本的には管理していくというスタイルになってこようかと思います。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言は。よろしかったですかね。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件については終了とさせていただきます。

続きまして、リニア中央新幹線の進捗状況についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（溝口英人君） よろしくお願ひします。

それでは、リニア中央新幹線の事業につきまして御報告させていただきます。

資料のほうにつきましてですが、資料3-1、3-2、3-3、3-4、お手元にありますでしょうか。よろしいでしょうか。では、進めさせていただきます。

まず現在の動向ということで、毎回、平成23年度より累積して動向一覧というのを御説明差し上げております。今回につきましては、最終ページの5ページを御覧いただきたいと思っております。

最下段に、令和2年4月28日とございますが、新たにJRが瑞浪市、御嵩町、可児市の工区につきまして、新しい工事の契約締結をしております。トンネル工事、橋梁工事ということで、戸田建設、守谷商会のJVで、共同企業体で、工事を発注したということでございます。工期は、令和2年4月30日から令和8年6月30日までということで、この報告を受けております。これまでの追加事項としましては、この1点でございます。

続きまして、周辺の工区に分けて、1つずつちょっと御説明を差し上げたいと思っております。

まず、資料3-2ですね、写真が見えてございますが、こちらのほう、施工ヤードの写真でございます。この写真は、令和2年3月に撮らせていただいた、もう既にホームページのほうも公表しております写真でございますが、この状態で70%の出来高というところでございます。JRの予定をお聞きしますと、トンネルの本体につきましては、夏頃から掘削を開始したいというふうに聞いております。

また、工事がスタートしますと要対策土が出るかもしれないということで、仮置場の設置を今JRが準備しているところではございますが、その中で1点報告することがございます。現在、その工事の前に水質調査を行っているんですけども、その中でフッ素が出たということで、既にもう中日新聞でも報告をされているところでございますが、その件につきまして報告をさせていただきます。

資料の3-3を御覧いただきたいと思っております。

まず、これは、可茂県事務所が公表しておる資料でございます。

まず一報として、3月24日の公表とございますが、この中にフッ素につきまして、基準値0.8ミリグラムパーリットルを超える1.2ミリグラムパーリットルのフッ素が検出されました。1の(2)のところですね。調査結果でございます。検出されたということでございます。

その後、岐阜県の指示により、可児市、多治見市、半径500メートル以内の周辺井戸の調査及び水質検査を実施しております。その結果につきましては、第2報にも、下段より下、4月2日の公表にございます2報にもありますように、4か所の井戸で基準値0.08ミリグラムパーリットル未満の結果となっております。井戸については問題がなかったというふうに報告を受けております。ちなみに、全ての井戸において、飲料には使用していないということでございます。

さらに、岐阜県の汚染対策に関する要綱に基づいた水質検査や市が独自に実施した検査においても、資料3-4を御覧いただきたいと思っております。周辺エリアの地図でございますが、4か所において計12か所、延べ12か所の検査を行っておりますが、その結果につきましても基準値を下回る結果となっております。ここで、ちょっと結果について整理しておく必要があるかと思っておりますが、基本的に水質汚濁に係る環境基準というのは、年間の平均値をもって

確認することとされていますので、1回ぼっと数字が上がったということでイレギュラー的に出た可能性がございますので、年間を通して水質につきましてずうっと調査をやっていくということで報告を受けております。

少し戻りますが、3-4のほうの資料の裏面ですね。水質検査の履歴というふうにございますが、2月26日に採取したもので基準値を超えたんですけども、その後も可児市それから施工業者による水質検査をずうっと行ってきておりますが、全然出ていないというところの報告でございます。報告については以上でございます。

なお、ちなみに、要対策土の仮置場につきまして、現在どのようになっているかということも報告させていただきたいと思っております。今、環境影響検討における知事の意見というのが県とJRで行われております。その記載内容を今、修正しているというふうに聞いておりますので、実際この土地、大森財産区の土地でございますが、その内容がちゃんと整ってから、それから地元との調整が同意を得ながら土地所有者である大森財産区と賃貸契約を結ぶというふうな予定というふうに聞いております。

続きまして、ほかのエリア、地区についても少し御説明をさせていただきます。

大萱地区でございます。現在は、JRが現地調査を予定しておるんですけども、その前に若干課題を地元から頂いているようなので、その回答を行いながら、今後その説明が済み次第、調査に入っていきたいというふうに聞いております。

続きまして、柿下地区でございます。柿下地区につきましては、用地業務につきまして、今現在、委託先の県が地上権設定の補償算定を行っております。その補償説明が今年度の秋に行われるというふうに聞いております。

続きまして、大針地区、多治見市側の地区でございますが、現在工事契約を既に締結しておりますが、環境保全計画書を県に提出次第、着工するというのを伺っております。

説明は以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

この件につきまして、御質疑のある方。

○委員（伊藤健二君） 御嵩町美佐野工区の工区的一端として可児市の久々利までのトンネル工事並びにその先に予定されていると思われる橋梁工事が公表されています。岐阜県のリニア中央新幹線関連ホームページの工事計画欄にそういうふう書いてあります。それを圧縮したのが5ページに当たると思いますが、これを見ると戸田建設と守谷商会のJVで新設工事を行うと。工期まで定められていると。先ほどの説明だと、もうJRは工事を発注したと。4月28日に工事契約をしまして、4月30日から令和8年の6月までで工事をやってくださいねということで発注したということでしたね。つまり、工事はまだ掘削工事自体始まっていないけど、誰がどのようにいつまでにやるかということとは出たわけです。ということは、ここで工事をやるので、その工事に伴って環境保全は大丈夫ですかという話に当然なるわけでありまして、これまで議会側としては、私はずうっといろんな質問をしてきましたけれども、まだ環境保全計画書がJR側から出ていないので、具体的にどういう方法で

どうなる、何が今問題なのかということについては明らかにされてきませんでした。

片や今この話を聞いて、私もホームページを見て知ったんですけども、工事は正式に発注されてやっていくと。令和元年11月、12月までに議論されてきた再度地下化を含めてJRが検討をすると、その検討をきちっとするので、その代替で中心線についての測量をスタートさせてくれと、こういう話でした。それなら仕方がないでしょうというのが住民の声でしたけれども、そういう住民の要求に対するJRの検討結果、そしてその公開、それもなされていないし、一方で、半年たったらもうそんな話はどっか行ってしまったかのようにして、工事がスタートをします。正確に言えば、工事のスタートのゴーサインが出たということですよ。しかし、それはどうなっているのかというのが1つお聞きしたい点です。

つまり、これまで建設部長が答弁してきた環境保全計画書とJRからの提示が、可児市に必要な説明がなされたのかどうなのか、担当者が聞いていますという話だけじゃなくて。また住民への説明については、最終的に当初計画案どおり走りますという話で最終通知したのかどうなのか。していないならしていない。そういうことについても、どういう到達点なのかをきちんと報告してほしいと思うんですが、どうでしょうか。

○都市計画課長（溝口英人君） まず単刀直入に、今の美佐野トンネル側のお話につきましてですが、こちらにつきましては、正直言いますと、我々もまず契約をしたという事実だけしか分からないというのが正直なところでございます。ただ、工事着工までには、環境保全計画書、それからこれ可児市の一部がかかっておりますので、必ず説明を求めていくべきところだというふうに認識しております。ですので、もちろんそれも、我々これ実を言いますと、大萱地区にも関わってくるエリアになってきますので、もちろんそこはちゃんと地元にも説明するべきと。それからJRがもともと進めておりますJRがやりますよと言って表現している計画書の中には、その説明をするというふうにならざるを得ないところがございます。ですので、それに基づいてちゃんと踏んでいただきたいというふうに要求しているところがございます。ですので、可児市としてもその説明を受けるべきということでお話をさせていただいているところで、残念ながら今回、それをちょっと多少御説明ができなかったところが残念でございましたが、基本的には求めているということで御理解いただきたいと思います。

それから、それと関連して、先ほど少し大萱地区で測量に入る前に地元から宿題を頂いているということにつきましては、今委員がおっしゃったように、地下化の再検討をするというふうにJRが言ってみえます。それについてもしっかりと、どのような形で説明がされるか分かりませんが、その部分についてもちゃんとやってくれということで、要求をしているところがございますので、まさに今委員がおっしゃられた必要な部分が進んでいないのに、この契約があるということ自体も我々注視して情報を頂きたいと、もしくは大萱地区についても説明がなしには前に進まないよというところで、チェックをしているところがございます。そう御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

他に御発言は。よろしかったですかね。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件につきましては終了とさせていただきます。

以降の議事につきましては、委員のみで協議をいたしますので、執行部の皆様は御退席いただいで結構でございます。担当の部課長さん、ありがとうございました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前9時47分

再開 午前9時48分

○委員長（澤野 伸君） 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

続きまして、協議事項、次期委員会への引き継ぎ事項について、議会基本条例第11条第4項により所管事務調査及び政策提案の内容の取りまとめを行いたいと存じます。

引き継ぎ事項につきましては、委員長、副委員長で取りまとめを行い、議会運営委員会に報告を行います。改選後の建設市民委員会に対して引き継ぐべき課題につきまして、委員長案を提示させていただきました。

資料4-1でございます。

事前にお配りをいたしましたので、ここで皆様に御確認をさせていただきたいと思っております。この内容につきましては、当委員会がスタートいたしましたときに御提示いたしました活動スキーム、これに基づいて委員会の活動を進めてまいりました。この課題抽出につきましては、そのまま次期引き継ぎ事項という形で載せていきたいというのが、今回の趣旨でございます。

委員の皆様から御意見を頂いて取りまとめを行い、本日付で議長のほうに提出をさせていただきたいと存じます。

御意見のある方。

○委員（酒井正司君） 非常によくできて全て網羅されていると思うんですが、全く強いて言えば、3番のところに、新生活様式と言われるような、これから予想される事態なので、現状はどういう方法があるかはともかくとして、予想を可能となれば、その新しいことに即応できるようなことをちょっと文言を入れるといいかなあと思いますが。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

新しい生活様式を踏まえてということで。冒頭のほうですね、やっぱり地区センターが新しい生活様式を踏まえ、各地区の課題解決の拠点となるようというような文言でよろしかったですかね。そのように少し文言を調整して、提出したいと思っております。

この件につきましては、よろしかったですかね。今、酒井委員のほうから御提案がありましたけれども。特に御意見がなければ、酒井委員の御提案のとおりちょっと加筆をしたいと思っております。よろしいですか。

○委員（伊藤健二君） この文章自体はよろしいかと思うんですが、この第5項、太陽光発電施設の設置に関してというところで、このとおり文章としては、これはこれで結構かと思

ます。国、県の動向を注視ということなのですが、これすごく動きが早まっています、国のほうは、今この国会でFIT法に関するまた動きがあって、廃棄するときのために金を備蓄して、例えば太陽光発電のメガソーラーをつくった、撤去するとなれば金がかかるということで、それをちゃんと計算をして備蓄をしてやっておきなさいよという最後の逃げの安全対策を取っておけというような話であるとか、そういうようなのが法制化されるとか、いろんなことがあります。可児市内もでかいのが2つ、3つと出始めてきておいて、そうなる現場について、この委員会として、一度もうはっきりと県に申請が上がっている、例えば可児市兼山の山の傾斜地に設置予定されている23ヘクタール規模の太陽光発電の現地にいろんな動きがあるみたいで、草刈りしたり、何か資材を運び込んでいるという話もありまして、周辺の住民からどうなるんやこれという話も含めていろいろ出ていますので、一度可児市議会の建設市民委員会として現地を見ておく必要があるんじゃないかと。いつどう具体化するかは、委員長、副委員長にお願いするしかありませんけど、一度また対処、現地把握をしておく必要があるかと思えます。櫛ヶ丘の太陽光発電施設については、もう完璧に出来上がっちゃっているみたいですね。そういうこともあるんで。一度、特に大規模なものについては、きちっと把握しておく必要があるかと思えます。以上です。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

少し現地視察についても少し踏まえながらということで、ちょっと加筆したいと思います。

この件につきましても、よろしかったですかね。今御提案があった件で、現地視察という文言も少し加筆したいと思います。よろしかったですかね。

〔挙手する者なし〕

じゃあ、御了解いただけたというふうに。文言については、ちょっとお任せいただきたいと存じますが、その部分については加筆したいというふうに思います。

他に御発言は。御指摘ありましたらお願いしたいと思います。よろしかったですかね。

〔挙手する者なし〕

ありがとうございます。御意見ありがとうございました。

少し文言調整を正・副委員長でさせていただいて、本日中には議長に提出をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上で本日の案件は全て終了をいたしました。

全体を通じまして、何かございましたら、委員の皆様から何かありましたら、御発言を頂きたいと思えます。よろしかったですかね。

〔挙手する者なし〕

それでは、御発言もありませんので、以上で建設市民委員会を閉会といたします。

まだ正式には終わっておりませんが、一年間皆さん大変御迷惑をおかけしましたが、ありがとうございます。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

閉会 午前9時55分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年6月15日

可児市建設市民委員会委員長